



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月18日
号外(3)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査結果の公表公告..... 1

監査委員公告

監査結果の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、令和4年1月12日に提出のあった住民監査請求に係る監査を行い、その結果を令和4年3月11日付けで請求人に対し通知したので、これを公表する。

令和4年3月18日

滋賀県監査委員	九里	学
〃	奥	博
〃	村尾	慎哉
〃	藤本	武司

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨

(1) 請求の要旨(個人情報以外、原文のまま)

1 滋賀県の条例である、「滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例」(以下、「本件条例」という。)においては、滋賀県の設置する滋賀県立長寿社会福祉センターにおいて行わなければならない業務として、「福祉用具等の展示および普及」(本件条例2条4号)、「福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」(同5号)、「福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導」(同6号)が規定されている。

そして、本件条例は、「第2条各号に掲げる業務」について、知事が指定管理者に業務委託することを可能としている(本件条例10条1項1号)。知事から委託を受けた指定管理者は、管理業務を行うにあたり、関係する法令、条例および規則を遵守し、適正にセンターの運営を行わなければならない(本件条例13条1項1号)。

2 本件条例の規定を受け、滋賀県立長寿社会福祉センター内の施設である滋賀県福祉用具センター(以下、「福祉用具センター」)について、滋賀県知事は、滋賀県社会福祉協議会(以下、「社会福祉協議会」という。)を指定管理者として、その業務の委託を行っている。

滋賀県と社会福祉協議会との間の、福祉用具センターの管理についての委託契約(以下、「本件委託契約」という。)においては、社会福祉協議会が福祉用具センターの指定管理者として行わなければならない業務内容として、本件条例2条5号に定められる、「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」を明記している。また、本件委託契約では、指定管理者である社会福祉協議会は、管理業務の全部または一部を第三者に委託することを禁止されている。

3 上記述べたとおり、本件条例上も、本件委託契約上も、福祉用具センターにおいては、「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」が必ず行われなければならない業務となっている。福祉用具の改造・製作、技術の開発は、技術者でなければできない業務であり、それゆえに、社会福祉協議会では、福祉用具センターの職員として、専門職である技術者を雇用してきた。

福祉用具センターに勤務する技術者は、2010年以前は、常時3~4名が常勤していた。しかし、2017年度時点では、技術者は、A職員の1名のみに減員されていた。

そして、2019年3月25日、社会福祉協議会は、2019年度の人事異動内示において、A職員を、福祉用具センターの技術職から、総務課の施設管理担当に配転することを明らかにした(以下、「本件配転命令」という。)。その結果、2019年度以降、福祉用具センターにおいては、「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」の業務に従事できる技術職の職員は一人もいない状況となっている。技術職の職員が一人もいない状況については、滋賀県も、繰り返し社会福祉協議会に対し是正を求める行政指導を行っているが、現在に至るまでその状況は改善されていない。

すなわち、2019年度以降、社会福祉協議会は、本件条例及び本件委託契約に基づき必ず行われなければならない業務である「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」ができない状況にあり、本件条例及び本件委託契約違反の状態を継続していることになる。

- 4 にもかかわらず、社会福祉協議会は、2019年度以降においても、技術職の職員を雇用することを前提とする内容の事業計画書を作成し、それを滋賀県に提出し、その事業計画に基づく委託料の支払いを滋賀県から受けている。

この委託料の支払いのうち、社会福祉協議会が技術職の職員を雇用し、「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」業務を行うことを前提として支出された部分は、本件条例及び本件委託契約に違反し「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」を怠っているにもかかわらず、その業務を行ったものとして支出された違法支出である。

- 5 他方、2019年度以降継続している本件条例及び本件委託契約違反については、社会福祉協議会が本件配転命令を撤回し、A職員を「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」に従事する技術職の職務に戻すことにより、将来に向かっては違法状態を解消することも可能である。

- 6 よって、監査請求人らは、調査の上で、滋賀県が社会福祉協議会に対し、違法支出となる、2019年度以降、本件条例及び本件委託契約に違反し「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」を怠っているにもかかわらず、その業務を行ったものとして支出された部分の金額につき返還請求を行う措置を行うよう求める。また、将来に向けた違法状態の解消のために、A職員を「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」に従事する技術職の職務に戻す等の措置を行うよう社会福祉協議会に勧告することを求める。

以上を求め、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添えて必要な措置の請求をする。

- 7 なお、監査請求期間制限との関係では、2019年度の支出及び2020年度の支出の相当部分は本件措置請求から遡って1年以上前となるが、滋賀県は、社会福祉協議会に対し、委託料を1年度の間6分割して支払っているため、少なくとも、本件監査請求から遡って1年以内の支出決定については、上記のとおり措置を行われたい。

(2) 事実証明書

ア 事実証明書 甲1号証

指定管理者申請書(抜粋)の写し

イ 事実証明書 甲2号証

滋健寿第319号「指定管理業務に係る実地調査結果について」の写し

ウ 事実証明書 甲3号証

滋健寿第1147号「指定管理業務に係る実地調査結果について」の写し

エ 事実証明書 甲4号証

滋健寿第1232号「令和3年度滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)の管理運営に係る事業計画書の承認について」の写し

2 請求者

(略)

3 請求のあった日

令和4年1月12日

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和4年1月26日に請求の受理を決定した。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査

1 請求人の証拠の提出および陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和4年2月14日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠として、滋賀県職員措置請求書の補充書面および追加の事実証明書が提出され、次のとおり本件請求に係る補足説明がなされたが、請求の内容を変更するものではないと判断した。

(i) 請求人の陳述の要旨

ア 請求人(代理人)の陳述

もう既に措置請求書の方を、本日提出の補充書面はまだ読まれていないと思いますが、先に提出しました請求書は読まれていると思いますので、まずそちらの方を簡単に説明させていただきます。

要旨は、一番重要な点は、本書面で「本件条例」と書いております「滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例」に違反しているというところが、要旨としては一番根本的な部分ということになります。

同条例におきましては、長寿社会福祉センターのその中の一部を構成する福祉用具センターが、「福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」というものを条例上必ずやるべき業務として規定していると、それに付随するとか、類似するものとして、「福祉用具等の展示および普及」とか、「福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導」とか、そういうものも含まれているのですが、いずれにしても福祉用具の改造製作、技術の開発というのが、福祉用具センターで行われるべき業務、条例上の中核的業務の一つとして位置づけられているということが、まず大前提にあります。

同条例は指定管理を行うことが可能であるという規定がありまして、それに基づいて滋賀県社会福祉協議会が指定管理者となっているという関係にあります。よって、社会福祉協議会が指定管理者になるにあたって、事業計画が滋賀県に提出されて、その事業計画に基づいて指定管理として指定される。包括協定があって、年度ごとの協定もあるということで、それが滋賀県から管理委託契約の契約関係にあるという立場に社会福祉協議会が位置づけられるという状況にあります。

この条例に基づいての管理委託なので、当然ながらその委託契約、事業計画の中にも明記されていますし、その委託契約の内容をなす協定の中にも明記されておりますが、その中において福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発という業務は、契約上も必ずやらなければならない業務に位置づけられている。さらにその契約の中においては、それらの業務について、全部または一部を第三者に委託することも禁止されている。なので、社会福祉協議会でその業務を必ずやらなければならないという条例の適用関係および契約内容というふうになっているということです。

それが大前提で、問題点は何かというのは、元々そういうふうの中核に位置づけられている福祉用具センターの業務なので、それを担当する機械技術者という人たちが2010年以前は、常時3~4名が雇用されていたという状況だったのですが、それがどんどん減員されて、2017年度時点で、A職員1名のみというふうになった。さらに、それが2019年度の人事異動内示において、A職員を、その技術職から外すという中身の配転命令がなされた。その結果、福祉用具センターで、福祉用具の改造製作業務を行うことができる技術者というのがゼロになるという状況にされてしまったというのが問題の一番大きなところということになります。

その結果、2019年度以降、福祉用具センターで、福祉用具の改造製作業務が全く行われていないという状況になっております。できる人間が一人もいないので、そもそもできないという状況になっているということです。この点については、既に滋賀県の方から繰り返しその状況を改善するようという指導も出ていたのですが、それらも甲号証でつけておりますが、その改善がずっとなされていないまま、現在に至っているという状況になっております。

よって、措置請求として求めるところは、管理委託契約につきまして、社会福祉協議会が出した事業計画書の内容もそうですが、事業計画の中にはA職員が、機械技術者として働くという中身で、事業計画が出されていて、さらに、2019年度の事業計画におきましては、A職員のみならず、期間雇用の職員、正規職員ではない期間雇用の職員をもう1名雇って、その2名で福祉用具の改造製作業務を行うという旨で事業計画が立てられていて、その上で、管理委託契約がなされているという状況なので、滋賀県の方から支出されている委託料もそれら2人の職員が福祉用具の改造製作業務を行うということを前提とした支出がなされていま

す。

にもかかわらず、2019年度以降、それらが全く行われていない、新たな職員の雇用もされていないという状況が続いているということで、少なくともその福祉用具の改造製作等々、条例上行うべき業務について、行っていないにも関わらず、それに対する支出がなされているという部分は違法支出に当たるといえるのが、こちらの措置請求の趣旨ということになります。

最初に出した方にも書きましたが、そもそもA職員は、技術職でしか働いたことのない人物でして、この福祉用具センターにおける技術職としての勤務は18年に及んでいるという中で、やったことのない仕事に配転されたということになりまして、本人からしたら技術職として福祉用具センターの改造製作業務を引き続き行いたいというような状況で、本人の意に反する配転命令だったわけですが、意に反する配転命令が行われて、その結果、条例違反の状態になっているというのが現状ですので、将来に向けての改善という意味で言えば、改造製作業務を再び行うようにして、その担当者にA職員を戻すということをするれば、担当者が1名しかいなくて、大型の製作を行おうとする場合にそれに時間がかかるとかいう問題は残るものの、少なくとも条例違反、契約違反状態については、それで解消されるということになりますので、現実的な解決方法としては、将来に向けての是正についてはそういうふうにするのがいいのではないかといい形で、監査委員の方から指導、勧告を出していただきたいというのが、最初に出した方の書面の内容ということになります。

引き続き、今日提出しました書面について、何を言っているのかということとを説明したいと思います。今日出しましたところは、先程から言いましたとおり、こちらの出している措置請求は、条例違反、契約違反を根拠にしているもので、その点は、こちらとしては動かし難い事実だということに考えているところですが、そういう条例に形式的に抵触するのか、契約に形式的に抵触するのかということと、また別途の問題として、実態として改造製作業務のニーズがあるのかということとで反論が出てくるのではないかといいように予想されることなので、その点の問題点について説明したいと思います。

今日、提出しました書面の1ページのところで、最初の1で書いているところは、そもそも依頼件数が減少したところで、止めてしまえばそれが条例違反に当たることには変わりがないということ、それを一応前提として書いた上で、1項のところの3つ目の段落ですが、加えて福祉用具センターに対する改造製作の依頼が減少しているという事実自体が、そもそも社会福祉協議会が委託契約に反し、依頼件数が減少するように仕向ける行為を行ったと、その結果として、依頼件数が減少しているという状況にありますので、実態面から見ての依頼がないのだから止めてしまえば良いのだという主張も全く根拠にならないと、正当理由にならないという点について、詳しく説明したいと思います。

1ページの一番下からのところですが、福祉用具の改造製作の依頼件数が減少したことの最大の理由は、1つ目として、社会福祉協議会が改造製作依頼の受付を意図的に絞るようにしたという事実があります。また、同時に、先程もちょっと説明しましたとおり、元々は3～4名の技術者が常にいた状況だったところ、それを人数を減らして、様々な注文に対応できない体制にしてしまったと、それが2つ目の大きな理由ということになります。

2ページのところの「すなわち」のところですが、意図的に絞ったのがどういうことなのかということですが、今回追加で提出しました証拠類として、甲5号証で提出しているものが、2009年当時の福祉用具センターのホームページのプリントアウトしたものになります。

この甲5号証の2004年の福祉用具センターホームページでは、そのホームページをウェブ上で開いた最初のページに、見ていただくと真ん中のところ、センターの業務と書いてあるところの下に、「展示」「相談」「改造・製作」「研修」というところがあります。ここで「改造・製作」をやっていますというのがまず明示されているのです。この中の「展示」「相談」「改造・製作」「研修」と、これらがすべてホームページ上で、アイコンをクリックすると飛ぶようになっているボタンになっているということになります。この中の「改造・製作」のボタンをクリックすると、その次のページのところのものが出てくるのです。

次のページ以降では、「～福祉用具の活用～改造製作事例の紹介」が、甲5号証の2ページ目以降で出てきますが、ここで出ていっているとおり、福祉用具センターに改造製作の依頼をすると、どういうものを作ることができるのかということが、画像付きで詳しく説明されております。こういうものも作れます、こういうものも作れます。さらに、今ある機械について、こういうふうに変更して使いやすくなりますみたいな、そういうようなことも書かれております。というものがかなりのページ数続きますが、改造製作事例10まで続きますが、こういう形で、福祉用具センターで改造製作あるいは技術の開発を依頼すると、こういうものを作ることができますということが紹介されているというのが、それがかつての福祉用具センターのホームペー

ジでした。

さらに、これを見てじゃあ実際に作りたいと、うちのところでもそういうものが欲しいということになったら、甲5号証の最初のページを見ていただいたらいいと思うのですが、そのボタンの中に「相談」というものもありますが、相談のところ「利用や改造など福祉用具に関することはなんでもご相談ください」とありますので、この「改造・製作」のところをクリックして、改造事例を見て、なるほどこういうものが作れるのだったら作ってもらおうと思った人は引き続きこの「相談」のところをクリックして、そうするとうちのところでこういうものを作ってほしいということを相談すれば、そのまま依頼につながっていく。そういう仕様になっていました。それが、かつてのホームページなわけです。

ところが、これが正確にはいつ変えられたかわからないのですが、2015年くらいじゃないのかというふうに言われていますが、甲6号証で提出しているもの、これが現在の福祉用具センターのホームページになります。これ見ていただくと、画面の上の方のところ「福祉用具展示場」「展示福祉用具リスト」「研修情報」という、そういうボタンはありますが、「改造・製作」のボタンとか、それから「相談」のボタンがなくなったのです。なので、現在のホームページでは、ホームページを見ることによって、福祉用具センターでどんなものを作ってもらえるのかというのがわからなくなっていますし、そういうものを見てこれを作ってもらおうと思った人が、「相談」のボタンをクリックしてそのまま依頼につながっていくということもできないようになっているというのが、現在のホームページになっています。

こういう形で、そもそも依頼が来ないように仕向けられているというのが、ホームページ上で行われたということが事実として存在します。2ページ一番下から3ページにかけて書いてありますが、こういうふうにして、「改造・製作」ボタンを削除して、福祉用具センターにおいて改造製作業務ができることについて、広報を止められたということ自体が、実はこれ自体が管理委託契約に違反する行為に当たります。

どうということかというのは、既に甲1号証で提出している2019年度以降の事業計画ですが、その甲1号証の2ページを見ていただくとわかるのですが、この中で、事業計画の内容として6番目のところで、「研修等において展示場にある福祉用具を有効活用するとともに、ホームページやパンフレット等を充実させ、広報に力点を置くなど利用促進に努めます。」というのが事業計画の中に入っているわけですが、ホームページを使った改造製作の広報、それから利用促進ということをやらないといけなかったにもかかわらず、それをむしろ縮小することを行ったというのが先程説明しましたホームページの改編ということになります。

この点について、実はこの関連事件を京都地裁でやっております、京都地裁の事件の方は先週結審して今判決待ちという状態になっていますが、その関連事件の中で、2018年度から2019年度の社会福祉協議会事務局長で、かつ、福祉用具センターのセンター長をしていましたBさんの尋問を行っております。その尋問調書は甲7号証でつけております。

この甲7号証で、私がB証人に尋問をしているところから読んでいただいたら分かるのですが、B証人は、この2019年度以降の事業計画について、「あなたは事務局長の立場で、これ中身全部守らないといけないということはお存じですよ。」と、「それは知っています。」と言っていましたし、「事務局長の立場だから、これ全部目を通して、事務局長としてどんな事業を遂行しなければならないかということは確認していますよね。」ということも聞いたら、「それは確認しています。」と言っていたのですが、実際尋問の中で、先程私が示しましたホームページで広報しなければならないというところで、2ページのところでも言いましたけど、3ページのところはもっと直截に改造製作についてのことが書いてあります。3ページの「利用促進策への取組み」という四角囲みの⑤のところ、「改造事例集を発行し、改造製作の成果や効果の周知を図ります。」「県社協発行の広報誌やホームページを活用し、改造製作事例等を周知します。」と、こういうことが書いていまして、ここがもろに直截的に改造製作についてちゃんとホームページで紹介しろと、それで利用促進を図れということを行っている部分です。

私、B証人の尋問の時にこれを示して、書かれていますよねということを確認したら、「私はその記載は知りませんでした。」という意味のことを言っていますし、そうしたら「あなたは2009年当時には「改造・製作」のボタンがあって、そこから相談に誘導できるようになっていたのが、それが削除されたということをおあなたは知らないのですか。」と言ったら、「知りませんでした。」と。そうしたら、「かつてこういうものがちゃんと行われていたのだから、その上で事業計画では改造製作についての成果や効果の周知を図るとか、ホームページを活用し、改造製作事例等を周知しますと書いているのだから、あなた自分が事務局長の間にこれをきっちりやろうと思わなかったのですか。」ということも聞いたら、「そんなことは考えたことがない。」ということも言っていましたし、さらに、ホームページのみならず、福祉用具センターの広報誌も出しているのですが、広報誌についても、B事務局長は自分の任期中にはそれを出したことがないとい

うことを認めました。

ということで、件数が減っているのは明らかに事業計画、委託契約に反して広報を怠ったから、その結果として依頼件数が減っているというふうに言える。B事務局長はそのことについて、自分がそれをやるべき責任ある立場にあるということに全く自覚していなかったということが、訴訟の尋問で明らかになりました。

それに加えて、先程から言っていましたとおり、最後のA職員が外される直前は1名にまで担当職員が減員されていて、大型の依頼とかが来た時に非常に時間がかかる状況になっていました。そうすると、大型の依頼とかが来てそれに時間がかかるということになると、こなせる件数自体も少ないということになってしまいますから、そうすると形の上では依頼件数がすごく減っているように見えるという結果になってしまうのも仕方がないという、そういう状況になっておりました。

ということで、実態面の方でそもそもニーズがないという反論が出てくるのが予想されるので、今回ニーズがないというふうな状況にしていること自体が社協の責任だと。社協が契約に反して、依頼が減るようにしているからそうなっているということを、今回の追加書面で書かせていただいたということです。

今回の追加書面の最後のところに書いていますが、実は、先程最初に出した書面でも言っていましたとおり、滋賀県の方からは社協の方に対して、繰り返し現在の状況を是正するという指導文書が出ていたのですが、私、先程言いましたとおり、是正するのであれば、一番確かなやり方で、条例上も全く問題のないやり方は、改造製作業務を復活させてそこにA職員をもう一度配転するというふうにすれば将来的には問題がなくなるというふうに言えるところなのですが、社会福祉協議会は、昨年8月31日に事業計画書の変更協議の申請というのを行って、その中で改造製作業務担当技術者を0名にするという申請を出しました。それに対し滋賀県は9月17日付でその申請を承認するという決定を出しているのです。最後のところに書きましたが、これは滋賀県がそれを承認すること自体が条例違反であるというふうに十分言えるだろうというふうに言えるところだと思います。改善するのであれば0名にすることを承認するのではなくて、改造製作業務を再び復活させて、A職員をそこに戻すというふうにするべきであって、条例に違反した状態で、業務を復活させず、担当職員を0名にするということが許されるはずがない、条例上許されるはずがないというふうに言えると思います。

この点、滋賀県が承認したからこれ以降違法じゃないという結論にはならないというところを十分ご留意いただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

(2) 新たな証拠

- ア 滋賀県職員措置請求書の補充書面
- イ 事実証明書 甲5号証
福祉用具センターHP抜粋(2009年時点のもの)
- ウ 事実証明書 甲6号証
福祉用具センターHP抜粋(2020年3月12日時点のもの)
- エ 事実証明書 甲7号証
京都地裁令和元年(ワ)第3532号事件B証人尋問調書

2 関係職員等の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、関係職員等である健康医療福祉部健康寿命推進課の職員に対して令和4年2月14日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 健康医療福祉部健康寿命推進課職員の陳述の要旨

陳述に先立ちまして、まず、滋賀県社会福祉協議会と滋賀県福祉用具センターの概要につきまして説明いたします。

滋賀県社会福祉協議会は、本県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、および社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的に、昭和27年に設立された社会福祉法人であり、草津市笠山にある滋賀県立長寿社会福祉センター内に事務所を置いております。

主な事業といたしましては、県内各市町の社会福祉協議会との連携の下、障害等によって自身の判断能力に不安のある人を対象に日常生活支援事業をはじめ、福祉サービス事業者の適正な事業運営やサービス利用者の支援に向けた取組、経済的な支援を必要とする人を対象とした生活福祉資金の貸付、福祉関係者に対する専門研修の実施、福祉に関する求人・求職情報の提供やあっせんなど、社会福祉に関する様々な事業を行っていま

す。

また、これらの事業のほか、滋賀県立長寿社会福祉センターおよび今回対象となっております滋賀県福祉用具センターについて、指定管理者制度に基づく指定管理者として県から管理運営業務を請け負っております。

次に滋賀県福祉用具センターにつきましては、車いす、特殊寝台、体位変換器、移動用リフト、手すり、歩行器、歩行用の補助杖といったものに代表される、いわゆる「福祉用具」の普及を通じて、高齢者および心身障害者の自立や社会参加の促進、家族や介護者の負担軽減を図ることを目的として、平成9年1月に滋賀県立長寿社会福祉センターと一体的に整備された施設でございます。

主な業務としては大きく3点、1つ目は福祉用具等の展示や普及、相談対応に関する業務、2つ目は福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造製作等に関する業務、3つ目は市町や福祉施設等の関係職員に対する研修等に関する業務を行っております。

設立当初は「滋賀県立福祉用具センターの設置および管理に関する条例」に基づく県立施設として発足し、財団法人滋賀県レイカディア振興財団にその管理運営が委託されておりましたが、外郭団体の見直しの中で同財団が平成15年に滋賀県社会福祉協議会へ統合されまして、併設する長寿社会福祉センターと一体的に管理運営を委託することが決まりました。

これに伴い、福祉用具センターに関する条例は廃止され、以後は「滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例」に基づき長寿社会福祉センターが行う様々な指定管理業務のうち、福祉用具に関する業務を担う一部門としての位置づけとなっております、これを便宜的に滋賀県福祉用具センターと呼んでおります。

次に、県が滋賀県社会福祉協議会に福祉用具センターの業務を行わせる根拠となっている指定管理者制度と、従来の管理委託制度との違いについてご説明いたします。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人等に包括的に代行させることで、更なる住民サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の一部改正により導入された制度でございます。

指定管理者制度では、施設の使用許可は指定管理者が行うことになり、利用に関するルールやサービスの内容も、自治体が定める条例や協定書、仕様書の範囲内で指定管理者が決定します。

従来の管理委託制度においては、自治体との契約の範囲内で自治体の仕様どおりに管理運営することが求められますが、指定管理者制度では管理運営について多くの裁量権が与えられているため、その内容をプロポーザル等で競い、議会の議決を経て最終的な指定管理者が選定されることとなります。

また、業務の範囲については、管理委託制度の場合は、例えば維持管理業務や受付業務といった委託された範囲に限定されますが、指定管理者制度の場合は施設の管理運営を包括的に委任されるため、一定の業務の仕様は定められるものの、独自の創意工夫を凝らし、より効果的・効率的な管理運営ができる、という違いがございます。

それでは、請求人が請求書の中で主張されている内容について、それぞれ見解を申し述べます。

最初に、請求書の全般において、県が社会福祉協議会に行わせている福祉用具センターの業務について、業務委託あるいは委託契約とされていますが、先に説明したとおり、本件は指定管理者制度に基づく包括的な管理業務の代行行為であり、従来の管理委託制度に基づく契約行為とは性格、性質が異なっておりますので、その前提で以下の見解を申し述べます。

まず、請求書の3「2019年度以降、福祉用具センターにおいて福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造製作等の業務に従事できる技術職の職員は一人もいない状態であったこと、また、県も繰り返し社会福祉協議会に対して是正を求める行政指導を行っているが状況の改善には至っていないことから、条例や委託契約に違反している状態が継続している」との主張について、見解を申し述べます。

まず、技術者の配置につきましては、条例や基本協定、仕様書、ならびに指定管理者募集要項において、その雇用形態や勤務形態等に関する具体的な定めはございません。このため、指定管理者との雇用関係の下、利用者からの相談に対応できる人人体制が確保されていれば、常勤か非常勤か、あるいは専任か兼任か等の詳細は問わないものと考えます。

同じく、技術者の定義についても、指定管理者募集要項において高齢者福祉や介護に関する専門知識および経験を有する者としているのみで、資格要件や経験年数等に関する具体的な定めはございません。

また、基本協定の仕様書の中の「6 職員の配置」においては、必ず必要な者として「利用者からの相談を受け福祉用具改造・製作に関わる技術者」とされ、改造製作ができる、または行うとされていないことから、必ずしもすべての相談事案に対して技術者自らが改造製作できる必要はなく、相談内容に応じてメーカーへの

紹介や作業工房など専門技術を有する者への依頼など、利用者に最も適した対応を提案し、手配できれば可と考えます。

一方、令和元年度以降、機械等技術者については確かに未配置ではございましたが、各年度の実地調査における聞き取りや、組織体制図、事務分掌表、相談記録などの関連記録等の確認によると、この間に寄せられた相談に対しては、福祉用具に関して知識・経験を有する職員として、民間資格である福祉用具プランナーの資格を有する職員、あるいは作業療法士の資格を有する職員、計2名を兼務で配置して業務にあたっているということから、請求人が主張する技術者を一人も配置していない状況は発生していないと考えます。

なお、「県が繰り返し社会福祉協議会に対して是正を求める行政指導を行っている」との主張については、技術者の欠員状態について至急対応を協議するよう指導を行ったことは事実であるが、これは各年度に滋賀県社会福祉協議会から提出される事業計画書において技術者1名を専任で配置するとした内容と、実際の業務実態、すなわち兼務職員2名による技術者の配置という実態との不整合を是正するよう、その対応の協議を指導したものであって、必ずしも技術者の専任配置のみに解決方法を求めたものではありません。

したがって、機械等技術者の未配置をもって、ただちに条例や基本協定に違反している状態が発生し、かつ、それが継続しているとは考えておりません。

次に、請求書の4「委託料の支払いのうち、社会福祉協議会が技術職の職員を雇用し、福祉用具の改造等の業務を行うことを前提として支出された部分は、条例等に違反して当該業務を怠っているにもかかわらず、その業務を行ったものとして支出された違法支出である」との主張について、見解を申し述べます。

繰り返しになりますが、令和元年度以降、機械等技術者については未配置ではありましたが、実態として福祉用具プランナーや作業療法士による兼務体制を執るとともに、工作機械等を用いない衣類等の改造相談に対しては、別途専門技術を有する者を手配するなど、利用者の相談内容に応じた対応がなされております。

また、県が別途実施した実態調査により、本県のみならず全国的にも機械工作を必要とする改造ニーズの低下が確認される一方で、改造等業務とともに本指定管理業務に位置づけられている福祉用具の関係者に対する研修実施業務のニーズの高まりを受けて、その内容の充実を図るなど、福祉用具を取り巻く昨今の状況の変化を踏まえた柔軟な対応や運営がなされていると認められます。

加えて、機械技術者等の未配置を理由に対応を拒んだり、福祉用具センタに対して苦情が寄せられた事実も確認されていないこと等を勘案すると、条例や基本協定等に定める福祉用具に係る改造等の業務は適切に実施されていると認められます。

先に申しましたとおり、本業務が指定管理者制度に基づく業務であるという性質を踏まえ、技術者の専任配置を取り止め、福祉用具の改造等に必要な知識・技術を有した技術者2名を兼務で配置していることは、条例や基本協定に定める業務水準を維持しつつ、利用者ニーズに対してより的確に対応するための創意工夫とみなせることから、基本協定第10条に定める「当該年度において管理運営に要した経費に増減があっても、県が支出する管理料の増減は行わない」とする規定が適用され、いわゆる不当利得等にも該当しないことから、請求人が主張する違法支出には当たらないと考えます。

最後に、請求書の6「2019年度以降、条例や委託契約に違反し、福祉用具に係る改造等業務を怠っているにもかかわらず、その業務を行ったものとして支出された部分の金額につき返還請求を行う措置を行うよう求める」との主張、および請求書の7「少なくとも、本件監査請求から遡って1年以内の支出決定については、上記のとおり措置を行われたい」との主張については、先に申し述べたとおり、違法支出には当たらないと考えますことから、県が滋賀県社会福祉協議会に対して管理料の返還請求を行う必要はないと考えます。

なお、請求書の5および6で「A職員を福祉用具の改造等の業務に従事する技術職の職務に戻す等の措置を行うよう滋賀県社会福祉協議会に勧告することを求める。」との主張については、県が行った財務会計行為に関するものではないため、意見等は差し控えます。

以上のとおり、滋賀県社会福祉協議会は、指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、県が求める福祉用具センター業務を適切に実施していると認められることから、本件請求は棄却されるべきと考えます。

当方からの陳述は以上です。

(2) 関係職員等の陳述に対する請求人(代理人)の意見

私の方からのコメントは2点だけです。

一つが改造製作業務に関してプランナーあるいは作業療法士が代替しているという話がありましたが、改造製作業務というのは溶接を行ったり、金属を切断したりとか、そういうことをやる業務なのです。プランナーや作業療法士のできる仕事では断じてありません。それが一つ。

それから、特別な技術を要する場合に、外部に頼んでいるという意味の発言があったと思うのですが、それこそまさしく、全部または一部を第三者に委託することが禁止されている委託契約違反に当たると、そういうふうに見えるところなので、いずれにしても違法性は免れないというふうに考えます。

以上です。

3 監査の実施

(1) 監査の実施

職員措置請求書の内容および陳述の内容より、監査対象機関を健康医療福祉部健康寿命推進課とし、関係職員から事情を聴取するとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施した。

(2) 監査の対象

本件請求では、令和元年度以降、滋賀県（以下「県」という。）が、滋賀県福祉用具センター（以下「福祉用具センター」という。）の指定管理者である社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し支出した管理料のうち、福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発に関する業務（以下「改造製作業務」という。）を行うことを前提として支出された部分について、違法であることが主張されている。

住民監査請求の請求期間については、法第242条第2項において、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

令和元年度および令和2年度に行われた管理料の支出のうち、支出に係る各行為の日から本件請求のあつた日までに1年を経過したものについては、法第242条第2項に定める請求期間を徒過しているが、請求人は、1年を経過して本件請求に至った正当な理由について、本件請求の中で示しておらず、監査の対象から除外した。

なお、改造製作業務を行うことを前提として支出された部分は、当該管理料の支出から区分できず、管理料の支出全体を監査の対象とした。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る請求人の主張

請求人は、職員措置請求書によると、次のとおり違法性があると主張していると解した。

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号。以下「条例」という。）および滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。）の管理運営に関する協定（基本協定）（以下「基本協定」という。）で、福祉用具センターにおいては、改造製作業務を行わなければならないとされているが、令和元年度以降、県社協は、当該業務に従事できる技術職員を配置しておらず、業務ができない状況にあるにもかかわらず、技術職員の雇用を前提とする事業計画書を県に提出し、県はその計画に基づく管理料を支払っている。

改造製作業務を怠っていることは、条例および基本協定に違反しており、当該業務を行うことを前提として支出された部分は違法支出である。

以上のことから、請求人は、県が支出した管理料のうち、条例および基本協定に違反して改造製作業務を怠っているにもかかわらず、その業務を行ったものとして支出した部分の金額につき、県が、県社協に対し、返還請求をすること等を求めているので、以下、これについて判断する。

2 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査を実施したところ、次のとおりであった。

(1) 福祉用具センターの概要

ア 施設の名称

滋賀県福祉用具センター（滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。））

イ 設置の目的等

明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者や身体障害者に適合した福祉用具の普及を通じ、自立と社会参加の促進ならびに介護者の負担軽減を図ることを目的として、平成9年（1997年）1月に滋賀県立長寿社会福祉センターと一体的に整備された。現在は、滋賀県立長寿社会福祉センターが行う業

務のうち福祉用具に関する業務を担う一部門が、滋賀県福祉用具センターとして位置づけられている。

なお、福祉用具とは、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成5年法律第38号)第2条において、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」とされている。

ウ 事業内容(条例第2条に掲げる業務のうち福祉用具に係る業務)

- (7) 福祉用具等の展示および普及
- (4) 福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発
- (9) 福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導

エ 施設の管理運営

県は、福祉用具を使用する高齢者や障害者等の多様なニーズに、効果的、効率的に対応することを目的として、平成18年度より指定管理者制度を導入し、以降、指定管理者に業務を行わせている。

(2) 現在の指定管理者による管理の概要

ア 指定管理者

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

イ 指定の期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日

ウ 管理の基準および業務の範囲ならびに協定の締結

法第244条の2第4項に規定されている管理の基準および業務の範囲については、条例第13条第1項で管理の基準が、条例第2条および第10条で業務の範囲が定められている。

また、条例第13条第2項により、指定管理者は、管理の基準および業務の実施に関し必要な事項等について、知事と協定を締結しなければならないとされている。

県と県社協は、平成30年3月7日に現在の指定管理に係る基本協定を締結し、基本協定第48条に基づき、年度別の管理業務の内容およびこれに係る管理料等必要な事項について、毎年度、年度協定を締結している。

エ 管理料

基本協定第8条により、県は、管理業務の実施に要する費用として、毎年度、県の予算の範囲内で管理料を県社協に支払うこととされ、指定期間における管理料の総額は269,683,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)以内とされている。

年度ごとの管理料の額については、指定期間における各年度の管理料の合計額が、管理料総額の範囲内となるよう、別途締結する年度協定により、毎年度定めるものとされている。

オ 基本協定に定める業務の内容等

基本協定第3条により、県は、次に掲げる業務を県社協に行わせることとされている。

- (7) 福祉用具等の展示および普及に関する業務
- (4) 福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発に関する業務
- (9) 福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導に関する業務
- (5) 福祉用具の改造および製作手数料の徴収に関する業務
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務
- (8) 上記のほか、知事が必要と認める業務

管理業務の細目は、基本協定別紙1「管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるとおりとされており、仕様書において、管理の基準、業務の実施水準を含め、業務の内容および履行方法が定められている。

基本協定第21条第1項により、県社協は、「管理業務を行うに当たり、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。」とされている。

カ 事業計画書および事業報告書の提出

基本協定第16条により、県社協は、年度ごとに、あらかじめ事業計画、人員配置計画、収支計画等の内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の7月末日までに県に提出し、その承認を得なければならないとされている。また、県は、提出された事業計画書について、必要があると認めるときは、県社協に対してその変更を指示することができること、県社協が事業計画書を変更しようとするときは、県の承認を得なければならないこと等が定められている。

基本協定第20条により、県社協は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を作成し、県に提出しなければならないとされている。

(7) 令和2年度の事業計画書・事業報告書の提出等の状況

令和元年7月25日 事業計画書の提出(県社協)
令和元年8月21日 事業計画書の承認(県)
令和2年4月1日 年度協定の締結(県・県社協)
令和3年4月30日 事業報告書の提出(県社協)
令和3年5月17日 事業の精算確認(県)

(4) 令和3年度の事業計画書・事業報告書の提出等の状況

令和2年7月29日 事業計画書の提出(県社協)
令和2年8月19日 事業計画書の承認(県)
令和3年2月5日 事業計画書の変更提出(県社協)
令和3年3月2日 事業計画書の変更承認(県)
令和3年4月1日 年度協定の締結(県・県社協)
令和3年8月31日 事業計画書の変更提出(県社協)
令和3年9月17日 事業計画書の変更承認(県)

キ 管理業務の実施状況の確認

基本協定第17条により、県と県社協は、管理業務の実施状況および経理の状況等を把握し、福祉用具センターの良好な管理運営を確保するために、モニタリングを行うものとされている。

県は、県社協が作成し提出する月ごとの月例業務報告書および基本協定第20条に基づき提出する事業報告書をもとに、別に定める「センターの維持管理および運営等に関する業務の基準」その他業務水準の達成状況を確認するほか、必要があると認める場合、各管理業務の実施状況等について、随時、県社協に報告を求めるとされている。

監査対象機関によると、基本協定第17条で別に定める「センターの維持管理および運営等に関する業務の基準」は、仕様書を指している。

モニタリングの結果をもとに、毎年度、少なくとも年に2回以上、県社協が行う管理業務の実施状況および経理の状況等について、実地に調査することとなっており、モニタリングの結果、業務が要求水準を維持していないと判断した場合、県は、業務の改善等必要な指示を行い、県社協は速やかにこれに応じなければならないとされている。

監査対象機関は、毎年度、年2回、安全の確保、法令等の遵守、公平利用の確保、管理業務の効果の向上を図る取組、適切な維持管理の実施、経費の縮減等の取組、管理業務を適切に実施するための体制等を調査事項として、実地調査を実施している。

(7) 令和2年度の月例業務報告書の提出状況

4月期：令和2年5月8日
5月期：令和2年6月4日
6月期：令和2年7月7日
7月期：令和2年8月4日
8月期：令和2年9月2日
9月期：令和2年10月2日
10月期：令和2年11月6日
11月期：令和2年12月4日
12月期：令和3年1月5日
1月期：令和3年2月3日
2月期：令和3年3月3日
3月期：令和3年4月5日

(4) 令和3年度の月例業務報告書の提出状況

4月期：令和3年5月10日
5月期：令和3年6月7日
6月期：令和3年7月5日
7月期：令和3年8月10日

8月期：令和3年9月6日
 9月期：令和3年10月6日
 10月期：令和3年11月2日
 11月期：令和3年12月6日
 12月期：令和4年1月6日
 1月期：令和4年2月8日

(ウ) 令和2年度のモニタリング(実地調査)の実施状況

第1回：令和2年7月15日実施 令和2年7月27日結果通知
 第2回：令和3年3月17日実施 令和3年3月23日結果通知

(エ) 令和3年度のモニタリング(実地調査)の実施状況

第1回：令和3年7月28日実施 令和3年8月16日結果通知

(3) 改造製作業務の概要等

ア 業務の概要

利用者が購入した福祉用具について、使用する環境において不適合がある、または、市販品に適合する物がない場合、利用者およびその家族等と相談のうえ、必要に応じて、福祉用具の改造、製作を行うものである。

監査対象機関が実施した「福祉用具常設展示場における改造業務の実施状況と専門職種の配置状況」の実態調査によると、滋賀県以外で福祉用具の改造業務等を実施しているのは全国で2か所のみであった。

福祉用具センターにおける福祉用具の改造に関する相談件数および改造製作件数の推移は下表のとおりである。なお、改造製作件数は、平成19年度の165件をピークに、以降、減少傾向にある。監査対象機関は、この背景として、福祉用具市場の発展により多様な商品が流通するようになったことや、レンタル利用の普及等があると考えている。

令和元年度以降の相談内容は、いずれも衣類等の改造であったと監査対象機関が確認している。

	相談 件数	改造製作件数		
		うち縫製以外に 係る件数	うち縫製に係 る件数	
平成19年度	—	165件	125件(91人)	40件(27人)
平成20年度	140件	116件	88件(68人)	28件(17人)
平成21年度	146件	105件	79件(67人)	26件(16人)
平成22年度	145件	108件	78件(60人)	30件(11人)
平成23年度	280件	87件	72件(48人)	15件(9人)
平成24年度	291件	84件	66件(36人)	18件(9人)
平成25年度	347件	56件	30件(22人)	26件(13人)
平成26年度	210件	38件	21件(13人)	17件(7人)
平成27年度	205件	36件	24件(13人)	12件(2人)
平成28年度	250件	30件	16件(11人)	14件(2人)
平成29年度	108件	20件	12件(11人)	8件(1人)
平成30年度	39件	17件	2件(1人)	15件(2人)
令和元年度	40件	9件	0件(—)	9件(2人)
令和2年度	22件	3件	0件(—)	3件(2人)
令和3年度	36件	5件	0件(—)	5件(2人)

※カッコ内は改造製作件数の実人数

※平成19年度の相談件数は記録なし

※令和3年度は令和3年12月末時点

イ 仕様書に定める業務の内容

福祉用具等の改造および製作ならびに技術の開発業務

(7) 福祉用具等の評価

利用者や家族、市町担当部局、ケースワーカーの相談に基づき、利用者の心身の状況や使用環境等から福祉用具の適合状況について評価分析を行うこと。

(4) 福祉用具の改造・製作

利用者からの相談を受け、チーム(利用者・家族・支援者・センター職員等)による検討結果を踏まえ、用具の改造や製作を行うこと。

(5) 福祉用具等の技術開発

また、新たな改造・製作の手法による対応が必要な場合には、滋賀県工業技術総合センターや大学など専門機関との連携を進めるとともに、技術開発や研究を行うこと。

ウ 業務に従事する職員の配置

(7) 職員の配置に係る仕様書の規定

仕様書において、職員の配置については、「福祉用具センターの設置目的に鑑み、必要な職員配置を行ってください。特に、次の業務に当たる職員は必ず配置してください。」とされ、必ず配置する職員として、「利用者からの相談を受け福祉用具改造・製作に関わる技術者」が挙げられている。

(4) 職員の配置に係る仕様書の規定の解釈

仕様書で求める職員の配置に関して、監査対象機関の説明は次のとおりである。

業務に当たる職員については、指定管理者募集要項において「高齢者福祉や介護に関する専門的知識および経験を有する者」としているのみで、「技術者」について資格要件や経験年数等に関する具体的な定めはない。必ずしもすべての相談事案に対して技術者自らが改造・製作できる必要はなく、相談内容に応じてメーカーへの紹介や作業工房など専門技術を有する者への依頼など、利用者に最も適した対応を提案し、手配できれば可と解する。

技術者の「配置」については、条例、基本協定、仕様書および指定管理者募集要項において、その雇用形態や勤務形態等に関する具体的な定めはない。このため、指定管理者との雇用関係のもと、利用者からの相談に対応できる人員体制が確保されていれば、常勤・非常勤、専任・兼任等の詳細は問わないものと解する。

(5) 職員の配置状況

令和元年度以降、福祉用具センターに機械等技術者は未配置であったが、監査対象機関は、実地調査等のモニタリングを通じて、この間に寄せられた相談に対しては、福祉用具に関して知識・経験を有する職員として、民間資格である福祉用具プランナーの資格を有する職員および作業療法士の資格を有する職員の2名を兼務で配置して業務に当たっていることから、請求人が主張する、技術者を一人も配置していない状況は発生していないことを確認している。

令和2年度および令和3年度の県社協の事務分掌では、福祉用具の改造・製作に関する事務について、福祉用具プランナーの資格を有する職員が主任、作業療法士の資格を有する職員が副主任として配置されており、これらの職員は機械等技術者が主任であったときに、副主任として配置されていた職員である。

エ 令和2年度および令和3年度における改造製作業務の実施状況

監査対象機関は、実地調査等のモニタリングを通じて、福祉用具センターに寄せられた改造等に関する相談に対しては、福祉用具に関して知識・経験を有する職員である、福祉用具プランナーの資格を有する職員および作業療法士の資格を有する職員の2名による兼務体制で業務に当たるとともに、工作機械等を用いない衣類等の改造相談に対しては、別途専門技術を有する者を手配するなど、利用者の相談内容に応じた対応がなされていたこと、また、寄せられた相談は、いずれも衣類等の改造に係るものであったことを確認している。

事業報告書等によると、令和2年度には3件、令和3年度(令和3年12月末時点)には5件の改造製作業務が実施されており、当該業務に係る福祉用具改造および製作手数料を県が収納していた。

(7) 令和2年度の福祉用具改造および製作手数料の収納状況

第1回 1,530円(1件分) : 令和3年1月26日調定 令和3年2月5日収納

第2回 2,400円(2件分) : 令和3年3月5日調定 令和3年3月19日収納

(4) 令和3年度の福祉用具改造および製作手数料の収納状況

第1回 3,930円(3件分) : 令和3年5月12日調定 令和3年5月21日収納

第2回 6,600円(2件分) : 令和3年11月17日調定 令和3年12月3日収納

オ 改造製作業務に関する実地調査結果および令和3年度事業計画書の変更等

令和2年度は、令和2年7月15日および令和3年3月17日に実地調査が実施された。いずれの調査結果に

においても、概ね適正に業務管理されているとされ、基本協定に定める技術者が欠員の状態であることの対応案について協議するよう付記されている。

令和3年度は、令和3年7月28日に実地調査が実施された。調査結果として、「基本協定に定める人員を配置できていないことに関して従前より協議書を提出するよう指導しているところであるが、令和3年度においても改善に至っていないことから、令和3年度の人員配置計画の変更等について、至急協議すること。」が文書指導事項とされている。

これらの指導等について、監査対象機関は、県社協が提出した事業計画書(人員配置計画)において「技術者を専任配置する」としている内容と業務実態との不整合を解消するよう、その対応の協議を求めたものであって、技術者の専任配置のみに解決方法を求めたものではないとしている。

この調査結果を受けて、県社協は、令和3年度事業計画書について、改造製作業務に当たる技術者1名を専任配置としていたものを0名とし、これまで縫製技術者について行っていた諸謝金での技術の提供依頼を改造製作業務全般に広げて行うこととする変更協議を書面で県に提出した。併せて、県社協経営部門職員で兼務対応していた管理・経理部門についても、人員配置計画に明記するとともに、改造製作業務の実績件数の減少および改造ニーズの低下傾向を踏まえ、技術員の配置の要否について県と協議したい旨や、令和3年度の管理料を抱え上げない介護推進事業の展開に活用していくことが県に報告されている。

この変更協議に対し、県は、令和3年9月17日付け滋健寿第1323号「令和3年度滋賀県福祉用具センター指定管理業務の事業計画書変更の承認について」により事業計画書の変更を承認した。

(4) 管理料に係る規定および執行状況

ア 関係規定

法令等に、管理料に係る規定はない。

2(2)エのとおり、基本協定により、指定期間における管理料の総額が定められ、年度ごとの管理料の額は、指定期間における各年度の管理料の合計額が管理料総額の範囲内となるよう、別途締結する年度協定により、毎年度定められている。

管理料の支払いについては、県は、年度ごとに県社協と協議のうえ作成する支払計画書に従い、県社協から正当な請求があった日から起算して、30日以内に管理料を支払うものとされている。

基本協定第10条により、年度ごとの管理料の額は、当該年度における管理運営に要した経費またはその他の収入に増減があっても、増額または減額をしないものとされている。

イ 執行状況(支払日、支払金額)

(7) 令和2年度分

令和3年2月19日 6,861,000円(前金払 精算なし 第6六半期分)

(4) 令和3年度分

令和3年6月7日 14,872,000円(前金払 精算なし 第1六半期分)

令和3年6月22日 9,497,000円(前金払 精算なし 第2六半期分)

令和3年8月30日 6,465,000円(前金払 精算なし 第3六半期分)

令和3年10月22日 6,465,000円(前金払 精算なし 第4六半期分)

令和3年12月22日 9,797,000円(前金払 精算なし 第5六半期分)

3 判断

請求人は、県による管理料の支出が違法である前提として、県社協が改造製作業務を怠っていると主張しているため、このことについてまず判断する。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を指定管理者に包括的に任せることにより、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応し住民サービスの向上を図ることを目的としており、その趣旨からすると、指定管理者は、条例や協定の範囲内で、独自の工夫をしながら自らの裁量に基づく主体的かつ包括的な管理運営を行うことができるものと考えられる。

本件において、指定管理者の業務の実施に係る規定をみると、条例で業務の範囲および管理の基準等が定められ、基本協定で、それらが具体化されている。管理の基準、業務の実施水準を含め、業務の内容および履行方法の詳細は、仕様書で定められている。

指定管理期間における年度ごとの具体的な業務内容は、それらを踏まえて指定管理者が年度事業計画書を作成、提出し、県が承認したうえで、年度協定で定められている。

以上を踏まえたとえで、業務の実施が適正な履行と認められるかどうかの判断は、業務の目的を達しているかを主眼としながら、管理の基準、業務の実施水準を満たしているかを基本にしつつ、その他関係法令や基本協定・年度協定(年度事業計画書)の遵守状況、事業の遂行状況、管理運営目標の達成状況、施設の特性や事情、県との調整経緯等を総合的に考慮し行うべきものと解する。

本件請求についてみると、請求人は、改造製作業務は技術者でなければならない業務であるが、令和元年度以降福祉用具センターにおいては当該業務に従事できる技術者は一人もいない状況となっており、よって当該業務ができない状況にあるとしている。

この改造製作業務に関わる技術者の配置について、仕様書の規定は2(3)ウ(ア)のとおりであり、利用者からの相談を受け福祉用具の改造・製作に関わる技術者を必ず配置することとされている。

監査対象機関は、仕様書で求める「技術者」の「配置」については、2(3)ウ(イ)のとおり、技術者の資格や勤務形態等に具体的な定めはなく、利用者からの改造等に関する相談に対応できる人員体制が確保されていれば可と解しており、このことについて合理性を欠いている点は認められない。

令和2年度以降の技術者の配置の状況は2(3)ウ(ウ)のとおりであり、請求人が配置の必要を主張していると思われる機械等技術者については専任配置していないが、実態として福祉用具プランナーと作業療法士の2名による兼務体制をとるとともに、工作機械等を使用しない衣類等の改造相談に対しては、専門技術を有する技術者を手配するなどにより改造製作業務を実施している。その結果、2(3)エのとおり、令和2年度には3件、令和3年度(令和3年12月末時点)には5件の改造製作業務が実施されている。

これら技術者の配置状況や改造製作業務の実施状況について、監査対象機関は、月例業務報告書および年度終了後に提出される事業報告書の確認や、現地調査における聞き取りおよび相談記録など業務関連記録等の確認を通じて、技術者を一人も配置していない状況は発生しておらず、業務は適切に実施されていたことを確認している。

また、改造製作業務の実績件数は、2(3)アのとおりであり、平成19年度以降減少傾向にある。これについて、監査対象機関は、実態調査を実施した結果、全国的にも機械工作を必要とする改造ニーズが低下していることが背景として考えられ、業務を怠っているためではないとしている。実際に改造の依頼件数は減少しており、また令和2年度以降の相談内容はいずれも衣類等の改造に係るものであることから、このような状況において専任の技術者を配置することは合理的でないこと、また、技術者を専任配置していないことを理由に対応を拒んだり、苦情が寄せられたりした事実も確認されていないなど、業務の支障は認められないこと等も勘案し、監査対象機関として、改造製作業務は、業務の実施水準を満たし、適切に実施されていると判断しているものである。

なお、事業計画書と業務の実施の関係については、年度協定において、計画に沿って管理業務を行わなければならない、また、事業計画書の内容を変更しようとする場合は、県の承認を得なければならないとされているところ、本件においては、令和2年度および令和3年度の事業計画書の変更承認までの間、改造製作業務に係る技術者の配置について、専任で1名配置するとしていた人員配置計画と実態に不整合があったと認められる。

このことについては、監査対象機関においても現地調査で把握し、協議するよう指導していたにもかかわらず、協議がされないまま1年以上経過し、令和3年度の実地調査結果を踏まえようやく是正されたところである。

この点に関して、県はモニタリング等で履行の状況を確認したうえで、改造製作業務は適切に実施されており、業務の目的、趣旨に適合していたことを認めていたとしているが、結果として、そのように認識していたのであれば、事業計画書変更等の必要な手続を速やかに行うべきであったと考える。

以上のことから、令和2年度以降の技術者の配置の状況について、事業計画書どおりではないものの、改造製作業務の実情に即して必要な体制を整えて実施したことは、業務遂行に当たっての指定管理者の裁量の範囲内であって、業務の内容および履行方法を定める仕様書で示した条件を満たしており、その他業務が適正に実施されていないとまでいうべき事情は見当たらず、業務の目的を達していると認めた県の判断は、合理性を欠くものとは認められない。

よって、請求人のいう、県社協が改造製作業務を怠っているとの主張は理由がない。

次に、本件管理料の支出に、請求人のいう違法性があるか判断する。

法令等に管理料に係る規定はなく、その金額や支払方法等は、双方の合意に基づくものであることから、県と指定管理者の間で協定(基本協定および年度協定)を締結して定められている。

管理業務が適正に執行されるならば、法律上、管理料に余剰金額が生じたとしても当然に返還することとされたり、必ず管理経費に充てなければならないといったものではなく、協定の内容に従った取扱いが行われるべきものといえる。

本件においては、協定における管理料に係る規定は2(4)アのとおりであり、年度ごとの管理料は当該年度の経

費等に増減があっても精算しないものとされている。県は、前述のとおり、指定管理の目的、趣旨に適合した適正な履行があったと判断したうえで、協定で約したとおりに管理料を支払ったものであり、本件管理料の支出に請求人のいう違法性は認められない。

第5 請求の措置に対する判断

請求人は、県が支出した管理料のうち、条例および基本協定に違反して改造製作業務を怠っているにもかかわらず、その業務を行ったものとして支出した部分の金額につき、県が、県社協に対し、返還請求をすることおよび改造製作業務に職員を戻す等の措置を求めているが、「第4 監査の結果」で述べたとおり、請求に理由がないものとして、棄却する。

また、「第3 監査 3 監査の実施 (2) 監査の対象」で述べたとおり監査の対象から除外した事項については、不適法な請求であるため却下する。